

トマス・モアとエラスムスにおける戦争と平和

鈴木 宜 則

Thomas More and Erasmus on War and Peace

Yoshinori SUZUKI

I. 問題の所在

トマス・モアの『ウートピア』の理解を困難にしている主要なものは、そこに採用されている複雑且つ高度な文学的手法と、書中のモアがその末尾で「不条理」と指摘している、ウートピア人の共有制、宗教、戦争である¹⁾。中でも、その戦争論が、従来誤解を生み出す一大原因であったように思われる²⁾。その理由は、一つには、モアが、他の事柄とは異なり戦争について別の著作の中でほとんど論じていないことにあり、もう一つには、ウートピア人の戦術が持つ問題性にある。前者は、モアの真意の判定を難しくし、後者は、その一見不道徳性、非キリスト教性ゆえに、イデオロギー的に解釈されるかモア自身との距離として処理され、記述に即した木目細かな分析を妨げてきたと考えられる。

しかしながら、最近の研究の幾つかが、この問題をより客観的に取り扱おうとしていることもまた事実である。例えば、G. M. ローガンは、『ウートピア』をエラスムスのキリスト教ヒューマニズムに基づく政治哲学の真面目な作品であり、ウートピア国をモアの理想国家そのものではないが合理的、世俗的な国家の一典型として捉える³⁾。そこでは、モアが古典的ないしキリスト教的世界国家の理論家としてではなく、自国の安全と福祉を優先させる、世俗的な都市国家の理論家として行動していると解釈されている。また、菊池理夫は、弁証法的なアイロニーという観点からウートピア人の戦争論や共有制を解釈し、これらを必ずしもモアの真意とは見ない立場を取り⁴⁾、塚田富治は、モアがキリスト教徒同士の戦争とトルコ人との戦争を区別し、後者の場合を想定した戦術論をそこに見出す⁵⁾。

1) *Utopia*, ed. E. Surtz, S. J. and J. H. Hexter, *The Complete Works of St. Thomas More*, vol. 4 (New Haven, 1965), p. 244. (沢田昭夫訳『ユートピア』, 中公文庫, 1978年, 211頁)

2) 最近約半世紀の欧米におけるモア研究史については、例えば、田村秀夫「トマス・モア研究, 1935-1985 — 問題史的系譜と展望 —」, 『経済論纂』(中央大学) 27巻4号 (1986年), 1-42頁参照。

3) G. M. Logan, *The Meaning of More's "Utopia"* (Princeton, 1983), pp. 215-41.

4) 菊池理夫「レトリックとしての政治思想史」, 『思想』754号 (1987年4月), 86-8頁, 『ユートピアの政治学 レトリック・トピカ・魔術』(新曜社, 1987年), 147-51頁。

5) 塚田富治『トマス・モアの政治思想 — イギリス・ルネッサンス期政治思想研究序説 —』(木鐸社, 1978年), 191-9頁。

確かに、ウートピア人の戦争論には、外面的には他国民を手段視している点や、アイロニーの要素が見出される。しかし、その個々の構成要素を前後関係や戦争論全体の中でより詳細に検討する時、それは、彼らの見方とは趣を異にする解釈を可能にするように思われる。その際参考になるのが、『ウートピア』の編集と出版を手懸け、少なくとも当時のモアと親密な友人関係にあったエラスムスの政治思想、なかんずくその平和論であり⁶⁾、解明の糸口を与えてくれるのが、ウートピア人の戦争論が主としていかなる戦争のために書かれているかの問いである。

本論文の目的は、第一に、エラスムスの平和論⁷⁾を手掛かりにして、ウートピア人の戦争論とモア自身の思想との関係を明らかにすることであり、第二に、これに依り戦争と平和に関するモアとエラスムスの思想の異同を浮き彫りにすることである。後者は、彼らの政治思想の独自性を検討する場合の一前提となるはずである。

II. ウートピア人の戦争論

ウートピア人は、国内外の平和を重視し⁸⁾、戦争を野獣的なものと見て嫌悪するとともに、通常の見方とは裏腹に、戦争で求められる栄光ほど恥ずべきものはないと考えている。けれども、現実には戦争が絶えない以上、彼らもそのための準備を怠らず、月に1度は午後に軍事教練を行い、男女を問わず全市民がこれに参加する国民皆兵の民兵制を敷いている⁹⁾。戦争の原因は、ウートピア人の思想に賛同するヒュトロダエウスによれば、君主とその側近の支配欲や物欲、狂気、及び常備軍そのものである¹⁰⁾。こうした侵略的な戦争の原因を除去したものが、民兵制という軍制を含むウートピア国の政治・社会制度なのである¹¹⁾。すなわち、そこでは、民意を基礎にした共和的体制を持つ54の都市から派遣された代表者たちが全国的な問題を処理し、政治に学問によって裏付けられた見識と年取った者の経験的知恵とが反映されて、暴政が排除される仕組みになっていると同時に、国内では無貨幣経済が採用されている。

ウートピア国の対外関係の基本方針は、善隣友好である。ウートピア人は、2年分の生活物資の

6) 例えば, Alistair Fox & John Guy, *Reassessing the Henrican Age : Humanism, Politics and Reform 1500-1550* (Oxford, 1986), pp. 37-8 参照。

7) ここでは、『ウートピア』と同じ時期に刊行された『平和の訴え』(1517年), 『戦争はこれを体験しない者にこそ快い』(1515年), 及び『キリスト教君主教育』(1516年)の3作を使用する。

8) *Utopia*, pp. 64, 90, 198, 220, 230, etc. (沢田訳, 64, 84, 175, 190-3, 199頁等) なお, 以下の記述では、『ウートピア』第2巻の「軍事について」の章 (*Ibid.*, pp. 198-218. 沢田訳, 175-87頁) で述べられている事項に関しては, 原則としていちいち引用箇所を示さない。

9) *Ibid.*, pp. 236, 232, 230 (沢田訳, 205, 201, 200頁) も参照。

10) *Ibid.*, pp. 86-8, 88-96, 204, 64. (沢田訳, 82-3, 84-90, 179, 62-3頁)

11) ウートピア国の政治・社会制度を含む『ウートピア』の解釈については, 例えば, 鈴木「『ウートピア』の構造」, 田村秀夫編『トマス・モア研究』(御茶の水書房, 1978年), 129-77頁参照。ただし, 本論文には誤植が少なくない。

備蓄を行った上で、種々の余剰物資の7分の1を輸出地域の貧者に贈与し、残りを廉価で販売する¹²⁾。輸入品は、鉄などの不足物資に加え多量の金銀である。莫大な金銀を保有しているため、彼らは、貿易によって生じた債権の大部分を請求しない。これは、自分たちには無用だが他者にとっては有用なものを後者から取りあげるのは公正でないという、彼らの正義観に基づいている。また、ウートピア人は、貪欲や偏愛、悪意に囚われないので、近隣諸国——その多くを昔彼らが暴政から解放したのであるが——から期限付で執政官として招聘され、これらの国民のために奉仕する¹³⁾。

しかしながら、彼らは、いかなる国民とも同盟を結ばない¹⁴⁾。その理由は、諸君主間の同盟や条約が守られていない実状、並びに同盟が遵守されるとしても、諸民族を敵視し、紛争の原因となる同盟を結ぶこと自体が悪しき行為だとウートピア人が考えていることにある。換言すれば、人間は、自然の共同体の一員として自然の友情を持つものであり、条約や言葉よりも善意と精神によってより強く結合されるのだから、自分たちに危害を加えたことのない人間を敵と見なすような同盟関係に入るべきではない、というわけである。要するに、人為的な国境の壁を自然的な友情が超越するという、ストア的な思想である。

にもかかわらず、彼らは、次の6種類の戦争を認めている。①自国の防衛戦争、②彼らが利益を与えてきた友邦¹⁵⁾の防衛戦争、③圧制下にある民族の解放戦争、④友邦とその国民が被った不法行為が救済されなかった場合に行われる、報復・処罰のための戦争、⑤自国民に重大な危害を加えた他国籍の犯人が引き渡されなかった場合の報復戦争、並びに⑥未利用の耕作可能な土地を潤沢に持つ近隣の大陸の原住民が、人口過剰のためこうした土地の一部に植民地を建設しようとするウートピア人との共生を拒絶し、しかも彼らが設定した境界外への立ち退きに抵抗した場合の戦争¹⁶⁾。

④について友邦を軍事行動という形で援助する場合には、彼らが事前に相談を受け、その主張の正当性を認めること、彼らの要求したものが返還されず彼ら自身の参戦が必要であることという、幾重もの条件が付けられている。これに対して、③は人情によるものであるが、そこにはこうした条件が明記されていない。しかし、圧制かどうかの判定が前提となるから、ここでも、事前の相談と事実の認定が条件になるものと推定される。また、自国民が同じく不法行為によって他国民から財産の侵害を受けた場合、戦争に訴えることはせず、賠償が完了するまでその国との通商を停止するという制裁を加えるに留めるのは、彼らが他国民と異なり共有制を採用しており、損失物も剰余物資であるから、受ける打撃が小さい点にある。

戦争の目的は、平和的には達成できなかった要求事項の実現であり、それが不可能な場合には、その責任者に対して厳しい懲罰を行うことによって、彼らが将来同じようなことを繰り返さないよ

12) *Utopia*, p. 148. (沢田訳, 132-3頁)

13) *Ibid.*, p. 196. (沢田訳, 171頁)

14) *Ibid.*, pp. 196-8. (沢田訳, 171-4頁)

15) *Ibid.*, p. 196. (沢田訳, 171頁)

16) *Ibid.*, p. 136. (沢田訳, 122-3頁)

うにすることである。この目的の早期達成が目指されるが、その際、称賛や名誉の獲得よりも危険の回避が重視され、流血によるよりも戦略と謀略によって勝利を得ることが求められる。というのは、ウートピア人が、いかに貴重なものであっても、これを余りにも大きな犠牲を払って高価に買うのは無分別だと考えるからである。つまり、体力で戦うのは野獣であり、その大部分が筋力と獐猛さにおいて人間に優るのに対し、彼らが人間に劣るのは才能と精神であるから、人間らしく戦うということは、知性の力を駆使することだというわけである。

ウートピア人が用いる手段は7種類あり、これらが、宣戦布告後目的が達成されるまで順次使われる。①敵国民の買収¹⁷⁾。彼らは、ウートピア国に対する敵対行為に責任のある君主らの首に多額の懸賞を掛け、敵国内の要所要所にこの旨を掲示する。君主に比してその他の重要人物の賞金は少額であり、また、生け捕りにした者には殺害した場合の倍額が支払われる。更には、指名人物自身にも働きかけ、同額の褒賞に加えて特赦を与える。なお、裏切り者の危険の大きさを考慮に入れて、莫大な金だけでなく、友邦の領土の中にある安全で収益の多い土地も彼らに与える約束をし、これを忠実に守る。こうしたやり方は、余所では墮落した残酷な行為だとして非難されるが、第一に、流血なしに危険な戦争を終結させるのだから賢明な行為であり、第二に、少数の犯罪者を犠牲にすることによって、戦っていれば失われていたであろう両陣営の無辜の人々の生命を救うのだから、人道的で慈悲深い行為である、と彼らは考えているのである。

②敵国の君主の兄弟か貴族のだれか一人が王権獲得の望みを抱くように、敵国内に分裂の種を蒔くこと。内部抗争が収まれば、③敵国の隣接民族を唆し、廃れた古い権利を掘り出して争わせること。④他国民の傭兵。自国民の価値を極めて高く評価し、だれであれその一人を敵国の君主と交換しようとは思わないウートピア人は、戦時に備えて貯蔵している金銀を惜し気もなく注ぎ込む¹⁸⁾。あらゆる所から雇い兵が募られるが、特にザポーレート人が採用される。彼らは、忍耐強く、野蛮且つ狂暴で、戦争のために生まれてきたような民族であり、雇い主のために勇敢且つ忠実に戦うが、条件次第で日々党派を変え、命懸けで手に入れた報酬をすぐに浪費してしまうような民族である。

ウートピア人が傭兵を使い、彼らを危地に陥れて憚らないのは、善人を善用し、悪人は悪用するという彼らの人間観に基づいており、彼らは、ザポーレート人が何人死のうが全く意に介さず、むしろこうした邪悪な人間を世界から取り除くことができれば、人類に対する最大の功労者になるだろうと考えているからである。

⑤ウートピア人がそのために戦っている紛争当時国の軍隊。⑥他の友邦の補助軍。最後に、⑦自国の義勇軍。その指揮官は志願兵の中から選ばれ、彼の下に二人の代理が置かれる。指揮官代理は、指揮官が健在な間は無冠であり、指揮官に事故があればその一人が後を継ぎ、彼にも同様なことが起こればもう一人がその後継者となる。これは、戦運の不確実性を考えて、全軍が混乱するのを予

17) *Utopia*, pp. 148-50 (沢田訳, 133頁) も参照。

18) *Ibid.*, p. 148 (沢田訳, 133頁) も参照。

防するための措置である。ウートピア国では、何人も自分の意志に反して海外に戦争のために派遣されることはない。生来臆病な者は戦力にならず、他の兵士の戦意を殺ぎさえすると彼らが考えるからである。しかし、自国の防衛戦争の場合は別である。その時には、体さえ適していれば彼らも他のより勇気のある兵士とともに上船させられるか、脱走できない城壁の上に配置されて戦闘に従事させられる。

夫に従って妻が軍務につくことは禁じられておらず、むしろ奨励される。妻たちは、それぞれの夫と同じ隊列に配属され、各兵士の回りにその子供や他の親族が配置される。これは、互いに助け合うべく自然によって定められている人々の便宜を計るためである。家族を失って帰郷することは最大の恥辱とされているので、敵の抵抗次第では戦闘が長く悲惨なものになる。彼らは、緒戦から猛攻を加えず、次第に攻撃を増す戦法を採り、死を恐れず頑強に戦う。子孫の将来について心配のないことが、彼らの戦意を高め敗北を卑しめており、また、教育と良い社会制度が培った正しい考えが、その勇気を強めている。全戦に亘って戦闘が最高潮に達すると、青年の精鋭が敵の指揮官を求めて、長い、常に新たに組織される楔状の戦列を組んで交替制で次次に攻撃を続け、彼の殺害ないし捕獲を計る。これは、ヒレスの手に成る本文中の見出しにもあるように、戦争をより早く終結させるためであろう。

ウートピア人は、勝利を取っても決して虐殺を行わず、敗走兵は捕虜にする。形勢が逆転したこれまでの経験に基づき、敵を追撃する場合には必ず戦闘態勢を整えた一部隊を温存しておく。伏兵を置く巧みさとともにこれを避ける用心深さを兼ね備え、臨機応変で整然とした行軍を行い、城塞も、全軍の兵士の手により合目的且つ迅速に築くことができる。甲冑は頑丈だが行動に支障のないものを身に着け、武器としては、遠距離戦の場合飛矢を、白兵戦では鋭利で重い斧が用いられる。彼らは新兵器の発明が巧みで、その際、移動が容易であることと機動性があることが目指されるが、事前に敵側に知れて無用になるのを避けるために、細心の注意を払ってそれを秘匿しておく。なお、各都市13人以内の司祭のうち7人が従軍し¹⁹⁾、戦場の近くで何よりもまず平和を、次に自国の勝利を、それも両軍にとって犠牲の少ない勝利を祈るばかりでなく、無益な殺戮を回避するために両軍の間に割って入ることもあるので、周囲の全ての民族の間で彼らは尊敬されている²⁰⁾。

一旦敵国と停戦協定が結ばれると、彼らはこれを極めて忠実に守り、挑発されても破らない。敵の領地や穀物を荒らさず、間者でない限り非戦闘員に危害を加えることもない。ただし、降伏を妨害した者は殺害し、他の防衛員を奴隷にする。降伏を勧めた者がいれば彼らに戦争犯罪者の没収財産の一部を贈与し、残りは他国の援兵に与える。彼らは、戦費をそのために支出した友邦にではなく、戦争に責任のある敗者に対して請求する。その一部は現金、一部は土地で請求し、派遣された財務官の管理により後者は少なからぬ年収をもたらす。その一部は敗戦国民に貸し付けられ、自分

19) *Utopia*, p. 226. (沢田訳, 197頁)

20) *Ibid.*, p. 230. (沢田訳, 199-200頁)

たちに必要になっても彼らが貸付金全額の返済を求めることは滅多にない。

他国民が自国内に武力侵攻する気配を見せれば、極力国内での戦争を避け、直ちに大軍によって国境外でこれを迎撃する。ウートプス王によって人工的に島国にされたウートピア国の近海は、浅瀬や岩礁の存在で航行は危険であり、その水先案内人や海岸の標識の指示なくして安全に入港することができない。海岸の要所要所に防備も施され、守備隊が常駐して警戒に当たっている²¹⁾。

III. エラスムスの平和論

エラスムスによれば、人間のあらゆる営為の中で是非とも避けなければならないことは戦争であり、これとは逆に、何としてでも実現しなければならないことは平和である。なぜならば、戦争が戦場の兵士にとって凄惨であり、銃後の人々に対して物的、肉体的、精神的犠牲を強い、社会全体に道徳的、法的荒廃をもたらすだけでなく、戦争には、拡大し連鎖反応を起こす傾向がある²²⁾からである。これに対して、平和こそが、自然の美しさや生活の安全、愉楽、清らかなもの、神聖なもの前提条件、つまり、一切の善きものの源泉であり、保持者である²³⁾からである。要するに、戦争ほど非人間的なものは存在せず、平和ほど人間的なものはない、とエラスムスは考えるのである。

けれども、同じキリスト教を信仰している君主同士が引きも切らず戦争を行い、平和を訴えるべき司祭が従軍し、司教が野戦の指揮官になっている²⁴⁾のが現実である。その理由はと言えば、エラスムスにとって全く取るに足りないことである。あるいは、古い廃れた権利や条約に規定されていないこと、私的なもめごとが開戦の理由とされ、あるいは、権勢を安定させるものが民衆の不和であるとの立場から戦争が始められ、はたまた、国家の繁栄が攻撃を受ける理由になるといった具合である²⁵⁾。

しかし、君主一人で戦争ができるわけがない。エラスムスによれば、国家の戦争指向性には人間生活全般に亘る広範な社会的基盤がある。エラスムスは、次の7例を挙げている²⁶⁾。①官庁や元老院、裁判所、神殿に見られる争論。②同じ法制下にある都市住民間の不和。③宮廷内の分裂。④学者間の対立。⑤宗教界の分裂。⑥一心同体であるはずの夫婦間の不和。最後に、⑦個人の精神内部における理性と感情、並びに諸感情間の葛藤。こうした葛藤は、エラスムスによれば、物欲や情欲、

21) *Utopia*, p. 110. (沢田訳, 104頁)

22) *Dulce bellum inexpertis*, in *Opera omnia Desiderii Erasmi Roterodami*, ed. J. Clericus, vol. 2 (Leiden, 1703-1706; repr., Hildesheim, 1961-1962), p. 953A-E. (月村辰雄訳『戦争は体験しない者にこそ快し』, 二宮敬『エラスムス』, 人類の知的遺産 23〈講談社, 1984年〉所収, 296-8頁) 以下, *Dulce* として引用。

23) *Querela pacis*, ed. O. Herding, in *Opera omnia Desiderii Erasmi Roterodami*, IV-2 (Amsterdam, 1977), pp. 61-2. (箕輪三郎訳『平和の訴え』〈岩波文庫, 1961年〉, 16頁) 以下, *Querela*。

24) *Ibid.*, pp. 83-4. (箕輪訳, 60-1頁)

25) *Ibid.*, pp. 78-80. (箕輪訳, 51-3頁)

26) *Ibid.*, pp. 65-8. (箕輪訳, 25-32頁)

